

名古屋市公報	平成30年 5月16日 第1257号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

告 示

○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧（住都・都市計画課）	（第310号）	2
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧		
	（住都・都市計画課）	（第311号） 3
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧（住都・都市計画課）	（第312号）	4
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧		
	（住都・都市計画課）	（第313号） 5
○ 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧（住都・都市計画課）	（第314号）	6
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧（住都・街路計画課）	（第315号）	8
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧（住都・都市計画課）	（第316号）	12
○ 名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更案の縦覧		
	（住都・都市計画課）	（第317号） 13
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧（住都・都市計画課）	（第318号）	14
○ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収 納事務の委託について	（健福・食品衛生課）	（第319号） 15
○ 方法意見書について	（環境・地域環境対策課）	（第320号） 16
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について		
	（緑土・緑地管理課）	（第321号） 18
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定	（財政・税制課）	（第322号） 20
○ 名古屋市議会臨時会の招集について	（総務・総務課）	（第323号） 21
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について		
	（緑土・緑地管理課）	（第324号） 22

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	（市経・地域商業課）	23
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	（市経・地域商業課）	25
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	（市経・地域商業課）	27

名古屋市告示第 310号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 311号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 312号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 313号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 314号

名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

八事風致地区 名古屋市昭和区上山町、五軒家町、汐見町、檀溪通、広路町字梅園、字松風園、字雲雀ヶ丘及び字南山、南山町、八事本町、山里町並びに山手通

名古屋市瑞穂区茨木町、柏木町、上山町、下山町、岳見町、田辺通、檀溪通 5丁目、八勝通、春山町、日向町 1丁目、日向町 3丁目、密柑山町、南山町、彌富ヶ丘町、彌富町並びに陽明町

名古屋市天白区音聞山、表山二丁目、表山三丁目、八幡山、御幸山並びに八事石坂

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日

を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 315号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・ 5・18号 日置中野新町線	名古屋市中村区 平池町 4丁目	名古屋市中川区 十一番町 1丁目	名古屋市中川区 八熊通 5丁目
3・ 1・20号 伏見町線	名古屋市西区 枇杷島町字柳場	名古屋市緑区 鳴海町字天白川内	名古屋市中区 三の丸一丁目 名古屋市熱田区 伝馬一丁目
3・ 5・33号 深井岩井橋線	名古屋市西区 城西五丁目	名古屋市西区 幅下二丁目	名古屋市西区 城西二丁目

3・2・42号 大津町線	名古屋市北区 金城三丁目	名古屋市港区 船見町	名古屋市中区 栄三丁目 名古屋市熱田区 伝馬二丁目
3・5・43号 道徳北柴田線	名古屋市南区 三条二丁目	名古屋市南区 泉楽通 4丁目	—
3・5・44号 新堀川西線	名古屋市中区 大須四丁目	名古屋市熱田区 花表町	名古屋市熱田区 池内町
3・5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町 6丁目	名古屋市瑞穂区 新開町	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町
3・5・46号 浮島線	名古屋市南区 戸部下一丁目	名古屋市南区 東又兵ヱ町 2丁目	—
3・5・60号 高田町線	名古屋市昭和区 広見町 2丁目	名古屋市南区 前浜通 3丁目	名古屋市瑞穂区 妙音通 2丁目
3・5・62号 弦月宝生線	名古屋市千種区 北千種一丁目	名古屋市南区 宝生町 2丁目	名古屋市千種区 春岡通 5丁目 名古屋市南区 鯛取通 4丁目
3・5・79号 弥富相生山線	名古屋市瑞穂区 弥富町字紅葉園	名古屋市天白区 境根町	名古屋市天白区 菅田三丁目
3・1・122号 桜通線	名古屋市中村区 名駅一丁目	名古屋市千種区 池下一丁目	名古屋市東区 東桜二丁目
3・2・132号 岩井町線	名古屋市中川区 五月通 2丁目	名古屋市中区 千代田三丁目	名古屋市中村区 名駅南五丁目
3・4・143号 小栗橋線	名古屋市中川区 月島町	名古屋市中川区 露橋町字三間杵筋	—
3・5・148号 横井町五月通線	名古屋市中川区 東春田一丁目	名古屋市中川区 松葉町 3丁目	名古屋市中川区 八田町

3・4・149号 秋竹線	名古屋市中川区 長良町 3丁目	名古屋市熱田区 金山町一丁目	名古屋市中川区 尾頭橋二丁目
3・5・154号 下之一色篠原線	名古屋市中川区 大当郎二丁目	名古屋市熱田区 西郊通 2丁目	名古屋市中川区 中島新町一丁目
3・5・155号 雁道線	名古屋市熱田区 大宝一丁目	名古屋市瑞穂区 田辺通 1丁目	名古屋市瑞穂区 堀田通 2丁目
3・5・156号 豆田町線	名古屋市熱田区 白鳥町	名古屋市瑞穂区 弥富町字清水ケ岡	名古屋市瑞穂区 堀田通 5丁目
3・2・158号 昭和橋線	名古屋市中川区 江松西町	名古屋市瑞穂区 明前町	名古屋市中川区 中島新町四丁目 名古屋市熱田区 六番三丁目
3・5・160号 豊田新屋敷線	名古屋市南区 明治二丁目	名古屋市天白区 野並一丁目	名古屋市南区 鳥栖一丁目
3・4・185号 豊門豊郷線	名古屋市南区 内田橋一丁目	名古屋市南区 内田橋二丁目	—
3・5・210号 堀川西線	名古屋市中村区 名駅南一丁目	名古屋市中村区 名駅南三丁目	名古屋市中村区 名駅南二丁目
3・5・211号 柴田線	名古屋市港区 本星崎町字北	名古屋市南区 元柴田東町 4丁目	—

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から平成30年 5月22日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 316号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

2・2・910号 的場公園 名古屋市中川区的場町 3丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 317号

名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更案の縦覧

名古屋都市計画一団地の住宅施設を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画一団地の住宅施設 緑ヶ丘一団地の住宅施設

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市守山区緑ヶ丘の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 318号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 緑ヶ丘地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市守山区緑ヶ丘の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 319号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中区大須四丁目12番21号
公益社団法人 名古屋市獣医師会
会長 荻曾 敏之

2 収納を委託した手数料

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）第 2条第 1項第36号に規定する犬の登録申請手数料及び同項第37号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

名古屋市告示第320号

方法意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年4月24日付けで名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「方法意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年5月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 方法意見書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所（以下「南陽支所」という。）

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地2号

名古屋市野鳥観察館（以下「野鳥観察館」という。）

（稲永公園内）

(2) 縦覧期間

平成30年5月8日（火）から同月22日（火）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を、野鳥観察館にあつては月曜日及び同月16日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 野鳥観察館

午前9時00分から午後4時30分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 321号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、告示します。

平成30年 5月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 プール（日光川公園）

- (1) 平成30年 7月 1日を供用する日とし、供用時間を午前10時から午後 5時30分までとします。
- (2) 平成30年 7月14日から同月19日までの供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (3) 平成30年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (4) 平成30年 9月 1日及び同月 2日の供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

2 駐車場（日光川公園）

- (1) 平成30年 7月 1日を供用する日とし、供用時間を午前 9時30分から午後 6時までとします。
- (2) 平成30年 7月14日から同月19日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。

- (3) 平成30年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (4) 平成30年 9月 1日及び同月 2日の供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 322 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年 5 月10日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人加藤庸 子国際基金	名古屋市中川区尾頭橋 三丁目 3 番18号	平成30年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第323号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、平成30年5月18日午前11時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

平成30年5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 平成30年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について
- 1 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 324号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年 5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

荒子川公園ガーデンプラザ

2 変更内容

平成30年 6月11日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クオリテ平和公園店

名古屋市名東区平和が丘一丁目65番 1

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
（仮称）フィール平和公園店	クオリテ平和公園店

3 変更の日

平成30年 3月16日

4 変更した理由

店舗名称が確定したため

5 届出の日

平成30年 4月26日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月11日から同年 9月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月11日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

M a k e r ' s P i e r

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 1

2 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
名古屋市営金城ふ頭駐車場	午前 8時00分から 午後10時30分まで	午前 0時00分から 午後12時00分まで

3 変更の日

平成30年 3月20日

4 変更しようとする理由

利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 3月19日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月11日から同年 9月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月11日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

LEGO LAND J a p a n

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 1番 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
名古屋市営金城ふ頭駐車場	午前 8時00分から 午後10時30分まで	午前 0時00分から 午後12時00分まで

3 変更の日

平成30年 3月20日

4 変更しようとする理由

利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 3月19日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月11日から同年 9月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月11日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課